工事検査ワンポイントアドバイス
「工事写真管理について」

工事検査通信　No.９４
発行：　R7年5月19日
出納局　工事検査課



令和７年度の工事検査が始まりましたが、注意すべき点があれば教えてください。



わかりました。建築設備関係の工事検査で、埋設部分に関する写真管理について気になった点があるので説明します。
福島県の「建築関係工事写真管理基準」（以下「管理基準」）において、工事写真の記録保存は、工事経過の記録、使用材料の確認、品質管理の確認、維持保全の資料、問題解決の資料など５項目に分類され、工事の品質を確認するための資料として重要となります。
（資料１）



確かに、私たちが実施する検査項目の品質に関する内容ですね。



建築関係工事は、完成後、土中やコンクリート等で、隠れて見えなくなってしまう部分が多く、竣工検査時に確認する品質は写真の記録でしか確認できないため、埋設部分の記録は非常に重要になってきます。
特に設備工事の場合、配管やハンドホール、浄化槽、地下タンク等土やコンクリートにより埋設される工事が多くあります。
埋設部分の施工については、福島県の建築関係工事共通仕様書や国土交通省の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編）の記載のとおり、竣工検査では、記録写真がない場合、現場での掘削や、コンクリートを壊しての確認が必要となってきます。
中間検査等で、施工状況を確認していれば必要はありませんが、記録写真を整理していれば、写真の使われ方の項目にある維持保全の資料として有効活用ができます。



では、管理基準に基づいて写真管理をしていけばよいのですね。



そうですね、埋設部分に関する管理基準において、先ほど説明した設備工事に関する部分は、電気設備工事編の外構工事、機械設備工事編の屋外・土工事に撮影対象が記載されています。（資料１）
（次ページへ）



ただし、施工に関する記録保存については、仕様書に記載がありますので、その数値が確認できるように数値管理をお願いします。
埋設物を敷設する場合の配管上下の保護砂の厚さや、１回の締め固め時の厚さ、埋設深度の数値が記載されていますので、仕様書の内容を確認してください。
（資料２、資料３）



埋設部分については、施工が完了すると後戻りが難しいので、段階的な写真管理が重要になってきますね。



デジタルカメラは、撮影した画像をその場で確認ができ、更に数多く撮れることがメリットですが、後日整理しようと思いそのままにしておくと、撮影場所やどの段階の施工記録なのか撮影した本人も忘れてしまうことがあります。
また、関連する他の工事との工程調整により、施工期間が限られた場合、埋設物の敷設作業を優先し、写真の管理がおろそかになる場合もあるので注意が必要です。



わかりました。工事写真は、撮り忘れの防止や、速やかな整理が大切ですね。



そうですね。工事記録撮影者は、撮り忘れを心配するあまり、様々な施工状況を撮影しようと考えがちですが、管理できる範囲やポイントを押さえ撮影し、速やかな整理をお願いします。



ありがとうございました。

＊＊

●本日のポイント

工事写真管理については、管理基準に記載されている撮影対象の内容や、何をポイントに記録として残すか判断し、整理をしてください。

【登場人物の設定】　○福島県 出納局 工事検査課



：照明(ﾃﾙｱｷ2)検査員



：渋井(ｼﾌﾞｲ)検査員

※工事検査通信は、工事検査の透明性確保を目的に、検査の仕組み、方向性、視点等について受発注者及び検査員間で認識を共有するために発行しています。